

10月13日時点



新型コロナウイルス感染症に伴う

事業者向けの主な支援

支援内容について詳しくは、事前に問い合わせてください。

対象者	支援の名称	内容	申請期限	連絡先
売上が前年同月比50%以上減少した	持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に支給します。 法人:最大200万円 個人事業者:最大100万円	令和3年1月15日	持続化給付金コールセンター ☎0120・279・292
感染者が出て事業所や店舗などを一時閉鎖した	市独自!! 新型コロナウイルス感染拡大防止協力支援金	市の要請などにより事業所や店舗などを一時閉鎖した期間に応じて支給します。	令和3年3月31日	市新型コロナウイルス感染症対策室 ☎829・1210
雇用維持のため労働者に休業手当などを支払う事業者	雇用調整助成金	雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成します。 1人1日当たり上限15,000円	判定基礎期間の初日が令和2年7月1日以降:判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
子どもがいる従業員に休みをとらせてあげたい	小学校休業等対応助成金	臨時休業などで子どもの世話が必要な保護者に、有給休暇を取得させた事業主に支給します。1日当たり上限15,000円(令和2年2月27日~令和3月31日までの休暇分については1日当たり上限8,330円)	①対象の休暇等の期間が令和2年9月30日までの期間分 申請期限:令和2年12月28日 ②対象の休暇等の期間が令和2年10月1日~12月31日までの期間分 申請期限:令和3年3月31日	厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
個人で仕事をしているが、子どもの世話のため、契約した仕事ができなくなった	小学校休業等対応支援金	臨時休業などで子どもの世話が必要な保護者に、休業したフリーランスや個人事業主に支給します。1日当たり上限7,500円(令和2年4月1日~9月30日) 1日当たり上限4,100円(令和2年2月27日~3月31日)		厚生労働省学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
売上が減り、家賃の支払いが困難	家賃支援給付金	売上が大幅に減り、家賃・地代の負担軽減が必要な中小企業や個人事業主に支給します。 法人:月額最大100万円×6か月 個人事業主:月額最大50万円×6か月	令和3年1月15日	家賃支援給付金コールセンター ☎0120・653・930
バス事業者、タクシー事業者	地域公共交通事業継続支援事業 市独自!!	市民生活に欠くことができない市の地域公共交通を担うバス事業者及びタクシー事業者に対して事業継続支援金を支給します。 バス事業者 25万円/社 + (6万円×台数) タクシー事業者 25万円/社 + (2万円×台数)	令和2年11月30日	市交通政策課 ☎813・1207

給付・補助

	対象者	支援の名称	内 容	申請期限	連絡先
貸付・融資	資金繰りのため融資を受けたい ※貸付・融資条件など詳しくは問い合わせてください。	新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)	3年間無利子となる大阪府の融資制度です。 融資限度額：4,000万円 融資期間：10年以内（据置5年以内）	令和2年12月31日までに保証申込が受付され、令和3年1月31日までに融資実行された分まで	大阪府中小企業支援室金融課制度融資グループ ☎06・6210・9508
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	3年間実質無利子となる融資制度です。 融資限度額：8,000万円 返済期間：設備資金20年以内（据置5年以内） 運転資金15年以内（5年以内）	申請期限なし	日本政策金融公庫（守口支店） ☎06・6993・6121
		セーフティネット保証4号	保証割合：100%保証保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※保証料、利子の減免を受けられる可能性があります。	令和2年12月1日	市産業振興室 ☎828・0751
		セーフティネット保証5号 ※指定業種のみ	保証割合：80%保証保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※保証料、利子の減免を受けられる可能性があります。	令和3年1月31日	市産業振興室 ☎828・0751
		危機関連保証	保証割合：100%保証保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※保証料、利子の減免を受けられる可能性があります。	令和3年1月31日	市産業振興室 ☎828・0751
支援	キャッシュレス決済を導入した、大阪府感染防止宣言ステッカーを掲示した	飲食店におけるキャッシュレス決済等導入推進支援補助金 市独自!!	市内飲食店を対象に、キャッシュレス決済の導入、大阪府感染防止宣言ステッカーの登録・掲示を行った事業者に支援金を給付します。キャッシュレス決済（アプリペイ、クレジット等）の導入 3万円 大阪府感染防止宣言ステッカーの登録・掲示 2万円	令和2年12月15日	市産業振興室 ☎828・0751
税の猶予・減免	一時的に市税の納付が困難	納税の猶予	収入が減少している場合など一定の基準を満たした人は、納税の猶予が認められることがあります。	納期限まで	市徴収・納付担当 ☎813・1136
	固定資産税及び都市計画税の軽減	来年度の固定資産税及び都市計画税の軽減など	中小事業者等を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少幅に応じ、所有する事業用家屋及び償却資産に対する令和3年度の固定資産税及び都市計画税を全額免除又は2分の1に軽減できる場合があります。	令和3年1月4日～2月1日	市固定資産税担当 ☎813・1132
	国税(所得税、法人税など)の納付が困難な人	納税の猶予	国税を一時に納付することにより、事業の継続が困難な場合に猶予が認められることがあります。	納期限まで	国税局猶予相談センター ☎0120・527・363
	新型コロナの影響で今年度は赤字	災害損失欠損金の繰戻しによる還付制度	新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合は、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。条件などは枚方税務署（☎844・9521）に問い合わせてください。	各法人で異なるので枚方税務署に問い合わせてください。	枚方税務署 ☎072・844・9521